

機関番号：32686

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530541

研究課題名

子どもの貧困の現代的態様と生成過程に関する研究—要保護児童施策と家族支援の課題

The origins and current condition of child poverty: issues and lessons for measures for child protection and family support

研究代表者

湯澤直美 (YUZAWA NAOMI)

立教大学・コミュニティ福祉学部・教授

研究者番号：50308102

研究成果の概要（和文）：

いわゆる「要保護児童」に焦点をあてた子どもの貧困の態様からは、社会的養護を必要とする家族において、その家族形態の流動性という特徴が際立っていることが把握された。貧困化と家族の解体が分かち難いものとして進行すると同時に、不安定な経済状況のなかで家族の再形成が図られ、子どもにとっての生活基盤（社会関係を含む）の脆弱性と生活課題の複雑化が強められる傾向が確認された。

貧困化と孤立化が相互规定的に深まるプロセスにおいて、いかに早期に子ども・保護者（養育者）の危機状況を発見し支援策を提供できるか、児童福祉という枠を超えた領域横断的なネットワークの構築が必要である。同時に、「福祉の教育的機能」と「教育の福祉的機能」を強化することを通じて、貧困の世代的再生産の予防的措置を講じることを提案した。

研究成果の概要（英文）：

The mobility of the family structure is the distinctive feature of families in need of social care. The dissolution of families due to poverty is deepening the isolation of children. The establishment of a cross-disciplinary network which transcends the frame of child welfare is necessary to pursue how early the critical situations of children and their guardians can be discovered, and how measures to support them can be provided.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009 年度	700,000	210,000	910,000
2010 年度	1,600,000	480,000	2,080,000
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：子どもの貧困・社会的養護・児童福祉・児童養護施設

1. 研究開始当初の背景

本研究は、いわゆる「要保護児童」の範疇にある子どもの生活過程及び現在の生活環境・家族環境について、「子どもの貧困」という視角からアプローチするものである。

「子どもの貧困」をめぐる国際的動向をみる

と、開発途上国の貧困への着目から先進工業国における貧困の析出へと関心は深化し、国際比較による検討が進められている。2009年11月には厚生労働省は「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率」について公表したが、「大人が2人以上いる世帯」の世帯員

は 10.2%、「大人が 1 人の世帯」の世帯員は 54.3% (2007 年調査) であると示された。このような実態を国際比較データからみると、子どもがいる現役世帯で「大人が 1 人の世帯」の貧困率(2000 年代半ば)は、OECD 平均 30.8% に対して日本は 58.7% であり、日本は 30 か国中、最も貧困率が高いことがわかる。

また、分担研究者の松本が国民生活基礎調査(厚生労働省)を基に、生活保護基準に準じて貧困線を設定して推計した結果では、「未婚の子を含む世帯」全体の 15%、「ひとり親世帯」の 38% が貧困線以下となり(2003 年)、かつ 10 年前と比して増加傾向にあり、OECD の推計に近似した結果であった[松本：2006]。近年、日本においては格差社会論に端を発して、貧困・不平等に関する研究や議論が興隆しているが、「子どもの貧困」への認知や関心はいまだ低い。むしろ給食費未納問題にみられるようにモラルの問題とみなされる傾向もあり、複雑な様相にある。

このような時代状況から、児童・家族福祉の領域においては、子ども・子育て世帯の現実に即して「子どもの貧困」を可視化する研究が必要とされている。本研究の対象は、貧困の 2 極化のひとつの核をなすと想定される要保護児童である。要保護児童として施設入所に至る子どもには、かねてより深刻な貧困問題が横たわっており、現在でもその様相は連続している。一部の自治体による調査や研究者による知見では、虐待の背景要因として「ひとり親」「経済的困難」など家族変動や生活基盤の脆弱性が指摘されており[東京都：2005]、この領域において「子どもの貧困」の現代的態様を精査し、政策立案と支援策の構築に寄与する研究が望まれている。しかしながら、全国養護児童等実態調査など既存の政府統計では、世帯の階層性や資源状況など生活実態が把握できるデータは存在しない。また、近年では児童虐待の増加という側面から養護系施設への注目が高まり、親の養育能力が問題視されるなかで、生活基盤にある貧困は「みえない問題」となっている。

2. 研究の目的

本研究は、「要保護児童」の範疇にある子どもの生活過程及び現在の生活環境・家族環境について、「子どもの貧困」という視角からアプローチするものである。施設入所を必要とするに至った家族における「子どもの貧困」の現代的態様とその生成過程を検討することによって、貧困の世代的再生産の防止という観点から、「子ども自身への支援」「親支援」を包含する家族支援策の開発に寄与することを目的とする。

本研究では、第一に、要保護児童をめぐる「子どもの貧困」の態様について、現代的貧困が子どもの不利にどのように転化するのか、その過程を明らかにする。第二に、貧困のうちに「子ども期」を過ごすことの意味—とりわけ「子どもの成長と発達」「社会的自立」における不利を、子どもの生活世界から把握する。これらをふまえ、第三に、貧困の世代的再生産の防止を視野に入れた実態把握のためのモデル的調査票の作成と「子どもの貧困ガイドライン」の作成を目指す。

3. 研究の方法

要保護児童の実態把握と政策立案に有効なモデル調査の開発を目指して、まず、文献レビュー(海外の文献を含む)、および関係諸施設へのヒアリング調査を実施した。また、これまでの既存の政府統計や施設統計について、どのような調査項目が設定され、かつ変遷してきたのかを分析し、課題を整理した。それらの知見をもとに、要保護児童の置かれている現実について「現代の貧困」との関連で実態把握を可能とするためのアンケート調査を実施した。その成果をもとに、調査設計そのものを再精査し、モデル的調査票の確定と子どもの貧困ガイドラインに必要なとされる指標の検討を進めた。

施設向けアンケート調査については、全国の児童養護施設に対し、2009 年度に入所したすべての子どもについて、「施設入所に至る家族資源の実相と貧困の態様」「施設入所を

必要とした背景」に焦点をあて、調査票への回答を依頼した。なお、守秘義務と個人情報保護の観点から、倫理的配慮を徹底し、実施している。

調査方法としては、各施設において 2009 年度に新規に児童養護施設に入所した児童 1 人につき 1 枚のアンケート様式に記入する方式を採用し、施設職員に回答を依頼した。

調査票配布施設は 579 施設、回収数は 215 施設であった。そのうち 3 施設は新規入所がなかったため、有効回収数は 212、有効回収率は 36.6%である。また、回答のあった 212 施設において 2009 年度に入所した児童総数は 1861 人である。調査対象となった児童の年齢構成別割合は、「0 歳以上 6 歳未満」912 人 (49.0%)、「6 歳以上 12 歳未満」629 人 (33.8%)、「12 歳以上 15 歳未満」261 人 (14.0%)、「15 歳以上」44 人 (2.4%)、「無回答」15 人 (0.8%) である。

調査設計としては、第一群として養護問題の基底にある家族の社会経済的状況を把握するために、入所時の家族状況について、「家族構成」「実(養)父母の学歴と雇用形態」「経済状態」「虐待の種類」を尋ねた。

第二群として、「養護問題発生理由」について、厚生労働省が実施している「養護児童等実態調査」を参照し、「養護問題発生理由」の項目について、複合的に捉える設問方法を加えた。まず、現在の「養護施設等実態調査」の選択肢をそのまま採用し、同調査と同様に「おもな理由」をひとつ選ぶシングルアンサー方式で回答してもらった(項目 A)。そのうえで、同様の選択肢について「施設入所に至った状況としてあてはまるものすべて」に○をつけてもらうマルチアンサー方式で回答をする方式を採用した(項目 B)。更に、「項目 C」として、「項目 A/B」では網羅されていない施設入所に至った状況について、「借金・負債」「居住環境」「暴力」「親の障害・疾病」「親の特記事項」「児童の特記事項」を取り上げ、マルチアンサーで回答できる設問群を用意した。また、施設職員の立場からの「調査設計についての意見」を把握し、調

査票そのものの検討ができるよう工夫した。

4. 研究成果

図表 1 は、「養護児童等実態調査」(厚生労働省)で養護問題発生理由として把握されている選択肢をもとに、1861 人の新規入所児童につき回答された結果である。まず、シングルアンサーによる回答結果から上位 3 項目をみると、「母の放任・怠だ」226 人 (12.1%)、ついで「母の精神疾患」219 人 (11.8%)、「父の虐待・酷使」202 人 (10.9%) となっている。更に「その他」177 人 (9.5%)、「母の虐待・酷使」165 人 (8.9%)、「母の入院」122 人 (6.6%)、「児童の問題による監護困難」116 人 (6.2%) と続き、そのほかの項目については 5%以下という結果であった。1%以下であるものも 7 項目あり、全般的に低位な数値で分散している。本調査結果を「養護児童等実態調査」(厚労省調査)の数値と比較してみると、上位 2 位は同様である。厚労省調査では 3 位に「母の虐待・酷使」「その他」が入ってきている。順位や数値は若干異なるものの、1%以下の項目もほぼ一致しており、本調査結果は全国的な状況と近似しているといえる。

では、同様の選択肢について、マルチアンサーで回答してもらった結果はどうであろうか。当然のことながら全般的に数値は高くなる一方、先に見た 1%以下の項目のうち「父の死亡」「父の行方不明」「父の入院」「棄児」「両親の未婚」「父の精神疾患」は 0.9%~4.9%と同様に低いままである。「父」のみを選択肢の主語にしている 4 項目が低位であることから、父の死亡・行方不明・入院・精神疾患などによる実質的な父役割の欠如は、それ自体が養護問題発生理由として把握されるよりも、その結果、母にどのような影響が及ぼされたかによって把握される、ということが推察される。一方、「父の放任・怠だ」は 2.0% (SA) から 10.2% (MA) に増加し、「父の虐待・酷使」は 10.9% (SA) から 17.2% (MA) に増加しており、マルチアンサーでは虐待の態様がより現実に即して把握されて

いることがわかる。次に、「母」が主語になっている場合をみると、「母の死亡」は父と同様にマルチアンサーでも低率であるものの、「母の入院」は 10.2% (SA:6.6%)、「母の精神疾患」は 30.3% (SA:11.8%) とシングルアンサーよりも高くなっている。また、虐待状況については、「母の放任・怠だ」はシングルアンサーで 12.1%であったものが 30.7% (MA) に、「母の虐待・酷使」は 8.9% (SA) から 21% (MA) と増加している。回答全体でみても、マルチアンサーで 3 割を超えるのは「母の放任・怠だ」「母の精神疾患」の 2 項目であり、施設入所に至る背景には、母の養育機能の不全が占める割合が高いことが確認された。

そのほかに、シングルアンサーに比べてマルチアンサーが高くなっている項目をみると、「父母の離婚」が 3.8% (SA) から 26.2% (MA)、「父母の不和」が 0.8% (SA) から 10.9% (MA)、「養育拒否」が 3.7% (SA) から 13.9% (MA)、「破産等の経済的理由」が 5.6% (SA) から 15.9% (MA) と 10 ポイント以上増加している。家族の経済基盤の不安定化は家族関係の不安定化や家族の解体化と連動しやすいことを鑑みると、これらの事象が養護問題の発生にどのように媒介しているのか、家族の生活基盤を踏まえたより構造化した把握が必要であるといえるだろう。

図表 1 養護問題発生理由

	SA 回答		MA 回答		MA(%) - SA(%)
	n	%	n	%	
父の死亡	4	0.2	20	1.1	0.9
母の死亡	21	1.1	49	2.6	1.5
父の行方不明	10	0.5	48	2.6	2.0
母の行方不明	54	2.9	112	6.0	3.1
父母の離婚	70	3.8	487	26.2	22.4
両親の未婚	15	0.8	91	4.9	4.1
父母の不和	14	0.8	202	10.9	10.1
父の拘禁	25	1.3	83	4.5	3.1
母の拘禁	70	3.8	101	5.4	1.7
父の入院	16	0.9	28	1.5	0.6
母の入院	122	6.6	189	10.2	3.6
父の就労	47	2.5	150	8.1	5.5
母の就労	44	2.4	175	9.4	7.0
父の精神疾患	13	0.7	66	3.5	2.8

母の精神疾患	219	11.8	563	30.3	18.5
父の放任・怠だ	37	2.0	190	10.2	8.2
母の放任・怠だ	226	12.1	571	30.7	18.5
父の虐待・酷使	202	10.9	321	17.2	6.4
母の虐待・酷使	165	8.9	391	21.0	12.1
棄児	5	0.3	16	0.9	0.6
養育拒否	68	3.7	258	13.9	10.2
破産等の経済的理由	105	5.6	296	15.9	10.3
児童の問題による監護困難	116	6.2	285	15.3	9.1
その他	177	9.5	347	18.6	9.1
不詳	3	0.2	3	0.2	0.0
無回答	13	0.7	3	0.2	-0.5
全体	1861	100.0	1861		

そこで、本調査で把握できた家族状況について整理していこう。入所時の家族構成をみると、「両親家庭」は 501 人 (26.9%)、「母子家庭」766 人 (41.2%)、「父子家庭」191 人 (10.3%) であり、「両親ともいない」は 403 人 (21.7%) であった。母子家庭が最も多く、父子家庭と合わせると半数強がひとり親家庭である。また、両親家庭のうち 291 人 (全体の 15.6%) は実父母による家庭であり、残る 210 人 (全体の 11.3%) は「実父と養母」あるいは「養父と実母」からなる家庭である。後者は家族の離別を経ていることを鑑みると、ひとり親家庭の経験率はかなり高くなることがわかる。また、「両親のいな家庭」は、「養護施設児童等実態調査」では「いない」「不明」を合わせて 10.8% であり、本調査のほうが割合は高くなっている。その要因には、乳児院など他施設からの措置変更の場合も「両親はいない」に計上されているケースが 403 人中 211 人いるためと考えられる。

次に、保護者の「学歴」「入所時の働き方」「入所時の経済状態」をみていこう。ここで留意しなければならないことは、これらの項目については「不明」「無回答」の比率が高い点である。不明・無回答を合わせた割合をみると、「父の学歴」では 74.1%、「母の学歴」52.3%、「父の働き方」51.2%、「母の働き方」22.3%、「入所時の経済状態」41.7%であった。これらの項目は、児童相談所からの申送り等の書式で確認できる場合がある一方、そ

もそも書式に記載はなく、かつ施設でも把握していないゆえに施設職員が現状を認知していないケースが多いと推察される。このように「不明」「無回答」の比率が高いため、この項目のデータが回答者全体の傾向を十分に反映しているかは留保が必要であるものの、学歴について整理したものが図表2である。

図表2 父母の学歴構成

学歴 7分類	実父(または養父)		実母(または養母)		学歴 3分類	実父(または養父) %	実母(または養母) %
	n	%	n	%			
中卒	133	7.1	264	14.2	中卒	45.2%	51.4%
中卒後専門学校	13	0.7	21	1.1			
高校中退	72	3.9	171	9.2			
高卒	206	11.1	347	18.6	高卒	46.3%	42.7%
高卒後専門学校	17	0.9	32	1.7			
高専・短大卒	6	0.3	31	1.7	高専・短大卒 以上	8.5%	5.9%
大学・大学院卒	35	1.9	21	1.1			
不明	963	51.7	799	42.9	不明・無回答 を除いた全体	100.0%	100.0%
無回答	416	22.4	175	9.4			
全体	1861	100.0	1861	100.0			

実父（または養父）の学歴は、「中学校卒」45.2%、「高校卒」46.3%、「高等専門学校・短大卒以上」8.5%であり、中卒と高卒が半数弱とほぼ同率になっている。一方、実母（または養母）は、「中学校卒」51.4%、「高校卒」42.7%、「高等専門学校・短大卒以上」5.9%であり、父親の場合よりも中卒の割合が6.2ポイント高い。対象者の年齢階層は異なるためコーホート別に分析する必要があるが、概して把握できた保護者の学歴構成は全国平均より低いことが把握された。

また、「入所時の経済状態」は、「生活保護世帯」529人、「特別区民税または市町村税非課税世帯(以下、非課税世帯)」117人、「課税世帯」439人、「不明」653人、「無回答」123人であった。「不明」「無回答」を除いた1285人を母集団として割合をみると、「生活保護世帯」が48.8%と最も多く、ついで「課税世帯」が40.5%、「非課税世帯」が10.8%となる。ちなみに、全国の児童相談所の虐待相談ケースを分析した調査結果を参照すると、「生活保護世帯」12.8%、「非課税世帯」11.7%、「課税世帯」34.4%、「不明」31.5%、「無回答」9.6%であり、これを「不明」「無

回答」を除いて比率をみると、「生活保護世帯」21.7%、「非課税世帯」19.9%、「課税世帯」58.4%である。「不明」「無回答」の比率はほぼ同率である一方、本調査のほうが生活保護世帯の比率が高い傾向が示されている。

本調査では、入所時に児童虐待が確認されていたかどうかを把握している。その結果をみると、「なんらかの虐待が確認されていた」ケースは1131人(60.8%)、「確認されていなかった」ケースは562人(30.2%)、「無回答」は168人(9.0%)である。確認されていたケースにつき虐待の種類について複数回答で尋ねたところ、「ネグレクト」が最も多く675人(確認されていたケースのうち59.7%)、ついで「身体的虐待」442人(39.1%)、「心理的虐待」227人(20.1%)、「性的虐待」48人(4.2%)となっている。図表1でみた養護問題発生理由のシングルアンサーによる回答では、児童虐待に相当するとみなされる「放任・怠だ」「虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合わせてみると本調査では37.9%、厚生労働省調査では33.1%といずれも3割台である。厚生労働省調査では、養護問題発生理由とは別枠で被虐待経験を把握しているが、それによると「虐待経験があり」は53.4%、虐待の種類別の比率は本調査結果と近似している。このようにみると、養護問題発生理由では、実際に虐待があったとしても他の選択肢が優先された場合には虐待関連の項目にはあがってこないため、差異が大きくなることが確認される。

そこで、養護問題発生理由別に虐待の状況を整理したものが図表3である。「放任・怠だ」「虐待・酷使」「棄児」についてはほぼ9割が入所時に虐待が確認されているが、そのほかの項目をみても虐待が確認されていたケースが広範に存在していることがわかる。なお、発生理由ごとの母集団がそもそも小さい項目については比率のみで分析することには留保が必要である。

図表 3 養護問題発生理由と虐待確認ケース比率

	SA回答		MA回答		MA(%) - SA(%)
	虐待確認 ケース数	虐待確認 ケース比 率(%)	虐待確認 ケース数	虐待確認 ケース比 率(%)	
父の死亡	2	50.0	12	60.0	10.0
母の死亡	8	38.1	16	32.7	-5.4
父の行方不明	3	30.0	25	52.1	22.1
母の行方不明	29	53.7	67	59.8	6.1
父母の離婚	18	25.7	269	55.2	29.5
両親の未婚	1	6.7	39	42.9	36.2
父母の不和	8	57.1	143	70.8	13.6
父の拘禁	7	28.0	48	57.8	29.8
母の拘禁	26	37.1	46	45.5	8.4
父の入院	3	18.8	12	42.9	24.1
母の入院	51	41.8	86	45.5	3.7
父の就労	12	25.5	65	43.3	17.8
母の就労	11	25.0	101	57.7	32.7
父の精神疾患	7	53.8	42	63.6	9.8
母の精神疾患	105	47.9	351	62.3	14.4
父の放任・怠だ	34	91.9	166	87.4	-4.5
母の放任・怠だ	206	91.2	490	85.8	-5.3
父の虐待・酷使	195	96.5	307	95.6	-0.9
母の虐待・酷使	161	97.6	383	98.0	0.4
棄児	4	80.0	14	87.5	7.5
養育拒否	43	63.2	177	68.6	5.4
破産等の経済的理由	34	32.4	156	52.7	20.3
児童の問題による監護困難	59	50.9	197	69.1	18.3
その他	93	52.5	196	56.5	3.9
不詳	0	0.0	0	0.0	0.0
無回答	11	84.6		0.0	-84.6
全体	1131	60.8	1131	60.8	0.0

※「虐待確認ケース比率」は、図表2の「SA回答」「MA回答」の実数を母集団として算出

マルチアンサーによる虐待確認ケース比率でみると、「行方不明」「離婚」「拘禁」など保護者のいずれかの実質的不在、保護者の「精神疾患」、「母の就労」、「破産等の経済的理由」、「児童の問題による監護困難」「養育拒否」など、家族の解体、精神疾患、家族の経済基盤、養育困難などに関連した項目群で5割を超えて虐待が確認されているケースが存在している。

これらの調査結果からは、養護施設入所児の社会階層を把握しうる指標を各施設において十分に持ち合わせていないこと、また、生活保護世帯であっても、その状態を「経済的困難」と認識しているかどうかには幅があることも確認された。結果として、社会的養護を必要とした子どもの家族的要因については、現在の政府統計の設定の設定では限界があることから、新たな把握方法を提示することに貢献しうる調査データを整備することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

1. 湯澤直美「子どもの貧困の発見力と合意形成」(2010)『子どもの虐待とネグレクト』第12巻第3号P368-P373、査読無し

6. 研究組織

(1) 研究代表者

湯澤直美 (YUZAWA NAOMI)

立教大学・コミュニティ福祉学部・教授

研究者番号：50308102

(2) 研究分担者

松本伊智朗 (MATSUMOTO ICHIROU)

北海道大学・大学院教育学研究院・教授

研究者番号：20199863

浅井春夫 (ASAI HARUO)

立教大学・コミュニティ福祉学部・教授

研究者番号：30231864